

2019年6月20日

高等教育キーパーソン各位

地域科学 KKJ セミナーニュース 519

ダイバーシティ & インクルージョンの実現へー

### セクシュアル・マイノリティ学生をめぐる困難と支援策 3

～ 多様な性の共生 / 学生の対応・支援 / 就労の実際 / 専門外でもできること ～  
ご参画・ご派遣のお願い

現在、約 20 の自治体が「同性パートナーシップ制度」を導入し、各大学でも「ダイバーシティ宣言」やセクマイに関するガイドラインを設けるなどの取組みが始まり、お茶の水女子大学は 2020 年度からのトランスジェンダー学生の受入れを発表しております。法整備面でも、昨年 12 月に野党 5 党 1 会派が共同で「LGBT 差別解消法」を提出し、与党も野党に対し「LGBT 理解増進法」として提出しました。差別禁止や罰則を設けるか否かを論点に、現在も衆議院で審議中であります。このように、セクマイに関する具体的な取組みが急速に実施されております。

その背景には、G7 の中で同性カップルを法的に保障する法律がないのは日本だけである、国連から LGBT に対する権利保障の勧告を受けていること、あるいは 2020 年のオリンピック開催に向けての環境整備が要因となっています。この数年間におけるセクシュアル・マイノリティに関する各分野・セクターの種々の取組みは、より顕著に、より喫緊の課題として実施されており、対応は社会的責務だと言えます。

しかし一方では、某国会議員がセクシュアル・マイノリティの人々に対し「生産性がない」という差別的発言を發し、某国立大学ではアウティング（暴露）を理由に学生が自死してしまうなど、社会的にはまだまだセクマイに対する理解や環境整備が乏しいとも言えます。

民間団体の各種調査によれば、日本のセクシュアル・マイノリティ人口は約 3～10% と推計されており、人口比として「11 人に 1 人」や「20 人に 1 人」だと言われております。この割合は、全人口における「佐藤」、「鈴木」、「高橋」、「田中」、「渡辺」、「伊藤」姓を足した割合（約 7%）よりも多いと推計されますが、その割合以上に「特定のマイノリティ」という認識が強く、支援が行き届いていない現状なのではないでしょうか。

河嶋静代氏（北九州大学名誉教授）の全国大学調査によれば、性的マイノリティの学生支援のための手引きを作成している大学は 2% に過ぎず、96% の大学の学生生活の手引きや学生相談室のリーフレットに LGBT に関しての記載がないことを明らかなです。また、7 割以上が学生への特別配慮（更衣室、トイレ等施設の改善のほか、証明書や卒業証書への通称名使用、性別でのクラス分けやグループ分けへの配慮等）を実施していない現状にあります。

本セミナーでは、LGBT の基本概念や学生状況、ガイドラインの策定に関する詳細、具体的対応事例、支援団体による取組みと LGBT 学生の就労支援、そして先進的な取組みを行っている大学からのご報告を通して、教職員・学生を含む大学構成員への対応についての施策展開を考えていきます。